明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○不正競争防止法による保全手続等に関する規則（最高裁一〇）　一

〔告示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五三六、五三七）　二
○ナカラ市医療従事者養成学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二七六）
○食糧援助に関する日本国政府とカーボヴェルデ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三七七）
○パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三七八）
○モンロビア市電力復旧計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三七九）
○技術協力に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同三八〇）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三八一）
○国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（国税庁一六）
○国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（同一七）
○保安林の指定をする件（農林水産二四二〇～二四三〇）
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場を失効した件（国土交通一〇七九）
○航路標識に関する件（海上保安庁七四、七五）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（同七六）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九九～二〇二）
○海上における射撃訓練等を実施する件（同二〇三、二〇四）
○海上における試験を実施する件（防衛装備庁二）
○道路に関する件（北海道開発局一七三～一七八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
警察庁　外務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、長野同三、兵庫同九、沖縄同三）

〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書の縦覧関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立関係
会社その他

最高裁規則

最高裁判所規則第十号

不正競争防止法による保全手続等に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十月二十八日

最高裁判所

不正競争防止法による保全手続等に関する規則

（趣旨）

第一条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号。以下この条及び次条において「法」という。）による被告人以外の者の財産等の没収に関する手続並びに没収保全及び追徴保全に関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則の準用）

第二条　法第三十二条第一項及び第二項の没収に関する手続については、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則（昭和三十八年最高裁判所規則第八号）の規定を準用する。

（没収保全の請求の方式）

第三条　没収保全の請求については、犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成十一年最高裁判所規則第十号。以下「犯罪収益保全規則」という。）第三条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第五号及び第二項中「法第二十二条第一項」とあるのは「不正競争防止法第三十五条第一項」と、同条第一項第六号中「法第二十三条第一項」とあるのは「不正競争防止法第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

（附帯保全の請求の方式）

第四条　附帯保全の請求については、犯罪収益保全規則第四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第三号及び第二項中「法第二十二条第二項」とあるのは「不正競争防止法第三十五条第二項」と読み替えるものとする。

（追徴保全の請求の方式）

第五条　追徴保全の請求については、犯罪収益保全規則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第五号及び第二項中「法第四十二条第一項」とあるのは「不正競争防止法第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎